

令和4年度（2022年度） 豊中市奨学生 募集のしおり

この奨学費は 生徒本人が貸付けを受けますので、将来、生徒本人が返済しなければなりません。

ご家庭で十分に話し合い、奨学生を希望する方は申し込みの手続きを行ってください。

※奨学生……奨学費の貸付けを受ける方をいいます。

奨学生の資格条件

※コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した場合、申し込み前にご相談ください。

次の ①～④ をすべて満たすこと

- ① 奨学生を希望する方が、令和4年度(2022年度)に高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程^{*1}(修業年限が2年以上の課程)、朝鮮高級学校のいずれかに在学していること
- ② 奨学生を希望する方の保護者^{*2}が豊中市内に住んでいて^{*3}、保護者^{*2}(両親)の市町村民税^{*4}の課税総所得金額^{*5}の合算額が100万円以下^{*6}であること
- ③ 連帯保証人^{*7}(保護者のうち主たる生計維持者 または 豊中市教育委員会が適当であると認める方)を立てられること
- ④ 奨学生を希望する方が老齢基礎年金の受給対象年齢の場合は、つぎの①～⑦のすべてに該当しない方
 - ① 前記①の学校や課程を卒業または修了している
 - ② 外国で学校教育の12年の課程を修了している
 - ③ 文部科学大臣が認定した在外教育施設の日本の高等学校と同等の課程を修了している
 - ④ 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を同大臣が定める日以降に修了している
 - ⑤ 高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定に合格している
 - ⑥ 文部科学大臣が定める年数以上高等学校に在学し、大学の指定する分野で特に優秀であると認められその大学に入学した方で、その後に入學する大学からそこでの教育を受ける学力を認められた
 - ⑦ 大学から入学資格審査で高等学校を卒業した者と同等以上の学力を認められた

*1 専修学校の高等課程で通信制学校などと連携しその学校にも在学するときは、連携する学校の在校生として取扱うこともできます。

*2 奨学生を希望する方が20歳以上で独立して生計を立てているときは本人。

*3 保護者が一人であり、その保護者が仕事や長期療養などやむを得ない事情のため豊中市外に住んでいるときは、申し込み前に豊中市教育委員会へご相談ください。

*4 申込日が令和4年(2022年)6月30日までのときは令和2年(2020年)中の、令和4年(2022年)7月1日以降のときは令和3年(2021年)中のものとなります。

*5 課税総所得金額は、豊中市奨学条例施行規則第6条の規定により算出した金額となります。

*6 審査対象所得の年度に保護者が災害による被害を受けたときや奨学生を希望する方が交通遺児のときは、申し込み前に豊中市教育委員会へご相談ください。

*7 裁判所から法律行為の制限を受けた方が「連帯保証人」になることには制約がありますので、ご注意ください。

奨学費の貸付内容

① 奨学費年額・貸付利率

奨学費はつぎの年間貸付限度額の範囲内で、奨学生が希望する額(1万円単位)とし、無利子でお貸しします。

国公立学校	80,000円以内	私立学校	200,000円以内
-------	-----------	------	------------

② 貸付時期・貸付額

『別表』をご覧ください。

③ 貸付方法

奨学生本人名義の普通預金口座に振り込みます。

④ 貸付期間

貸付期間は貸付けを決定したときから、その学校を卒業するために必要な最短期間*⁸とします。

⑤ 貸付額の変更

貸付額は貸付けを決定した年度内で、年間貸付限度額を超えたり、すでに貸付けを受けた額より少なくなる範囲内で、奨学生が希望する額(1万円単位)に途中変更することができます。

*⁸ 奨学生がやむを得ない事情により休学したときや、退学したとき、違反行為による貸付けの取消しとなったときなど、状況により貸付期間を延長または短縮する場合があります。

申し込み手続き

所定の様式で、つぎのとおり申し込みください。

① 提出書類

- ① 豊中市奨学費貸付申込書
- ② 収入を証明する証明書(豊中市役所で税に関する収入証明書が発行されない方のみ)*⁹
- ③ 奨学生を希望する方が交通遺児のときは、交通遺児であることがわかる書類
- ④ その他資格審査のため豊中市教育委員会が必要とする書類

* 貸付けが決定したら、

- ・ 在学証明書(貸付を受ける年度に発行されたもの)*¹⁰
- ・ 豊中市奨学費誓約書(生徒・連帯保証人(保護者)がそれぞれ署名・押印したもの)
- ・ 連帯保証人(保護者)の印鑑証明書 を提出していただきます。

② 受付期間

令和4年(2022年)3月1日から 令和5年(2023年)1月31日まで

(窓口受付は、土日・休日・12月29日～1月3日を除く)

③ 提出先

上記提出書類①豊中市奨学費貸付申込書を、豊中市教育委員会事務局 教育総務課 学務係までお持ちいただくか、豊中市ホームページから電子申込でお申し込みください。

* 在学証明書等その他書類は、後日郵送での提出でも結構です。

④ 審査結果通知

『別表』をご覧ください。

*⁹ 豊中市役所で税に関する収入証明書が発行される方は、豊中市教育委員会の職員が税担当課で管理している資料を調査・取得することに①の①申込書で同意していただきますので、収入に関する証明書の提出は必要ありません。

*¹⁰ 令和4年(2022年)3月中に申し込みされるときに在学証明書は、令和3年(2021年)4月1日以降に発行されたものを提出していただきます。

別表

* 申込日までに申し込みされましても、別途指定する日までに必要な書類が提出されていないときは、下記貸付日に振り込みを行えませんので、ご注意ください。

申 込 日	結果通知日	貸 付 日		貸 付 額
3月 1日～ 3月20日	3月末日まで	4月20日	10月20日	申込額の 1/2ずつ
3月21日～ 8月20日	毎月20日までの 受付分を その月末日まで	毎月20日までの 受付分を 翌月の20日		
8月21日～12月20日		毎月20日までの受付分を 翌月の20日		申込額の全部
12月21日～ 1月31日	2月10日まで	2月28日		

貸付けの停廃止

次のようなときは、奨学金の貸付けを停止または廃止することがあります。

1 貸付けの停止

奨学生が次のいずれかに該当するときは奨学金の貸付けを停止することがあります。

- ①奨学生が休学または停学、その他の処分を受けたとき
- ②保護者の所得が教育委員会規則で定める額を超えたとき
- ③奨学生が貸付けの停止を希望したとき

2 貸付けの廃止

奨学生が次のいずれかに該当するときは奨学金の貸付けを廃止することがあります。

- ①高等学校・特別支援学校・中等教育学校・高等専門学校・専修学校・朝鮮高級学校に在学しなくなったとき
- ②保護者が豊中市外に転居したとき
- ③この制度に関する条例・規則に違反したとき
- ④死亡または行方不明になったとき

奨学金の返済

奨学金の返済は次のとおりとなります。

1 返済時期・期間

貸付期間終了後、その翌月から返済が始まり、7年以内の希望する期間内に完済していただきます。

2 返済方法

原則、均等月賦払いで、指定の納付書による金融機関での納入 または 指定の金融機関で開設された口座からの引落しによる納入となります。

3 返済月額

1回当たり1,000円以上、10円単位（借入総額と希望する返済期間により月額が異なります）

4 返済内容の変更

事前に申し込みをすれば、全部または一部の繰上げ返済をすることができます。また、豊中市教育委員会が特に必要があると認めるときは、返済期間や方法^{*11}を変更することができます。

5 返済の猶予・免除

(1) 猶予

奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返済を猶予することがあります。

- ① 高等学校・特別支援学校・中等教育学校・高等専門学校・専修学校（一般課程を除く）
・朝鮮高級学校・大学予備校・短期大学・大学に在学しているとき
- ② 災害・傷病・失業、その他やむを得ない理由により返済が困難なとき
- ③ その他、豊中市教育委員会が特に必要と認めるとき

(2) 免除

奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の一部または全部の返済を免除することができます。

- ① 死亡したとき
- ② その他、豊中市教育委員会が特に必要と認めるとき

^{*11} 7年を超えない範囲での期間変更や、月賦払いと半年賦や年賦の併用、納入方法（納付書または口座引落し）の変更などができます。

6 遅延損害金

完納となった滞納分の奨学金について、遅延損害金の請求を行います。

*詳細は下記のURL（豊中市HP）からご確認ください。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/saikenkanri/songaikin20220401.html>

その他

1 更新手続き方法（令和2年度（2020年度）以降に貸付けを受けた奨学生に限る）

翌年度以降、引き続き奨学費の貸付けを希望する場合は、在学証明書等の提出により更新が可能となります（貸付にあたり、資格審査を行います。資格要件を満たさない場合は、当該年度の貸付けはできません）。※在学証明書の提出時期により、貸付日と所得審査対象年度が変わります。翌年度以降に貸付けを希望されない場合は、奨学費貸付停止届の提出が必要になります（在籍確認のため、引き続き在学証明書の提出は必要です）。

2 異動届出

奨学生（返済中の方を含む）は次のいずれかに該当するとき、その内容を豊中市教育委員会に届け出ることが必要です（指定の用紙に記入、提出していただきます）。

- ① 奨学生（返済中の方を含む）、連帯保証人の氏名、住所その他豊中市奨学費貸付申込書および誓約書または借用証書の記載事項に異動があったとき
- ② 奨学生が休学・復学、転学、留学、退学したとき
- ③ 奨学生が停学その他の処分を受けたとき
- ④ 奨学生を辞退するとき
- ⑤ 奨学生（返済中の方を含む）、連帯保証人が死亡、行方不明になったとき
- ⑥ 奨学生が奨学費貸付けの停止を希望するとき

3 返済例

① 国公立学校で3年間80,000円ずつ借りた場合（借入総額240,000円）

	月額千円単位	月額百円単位	月額十円単位
7年返済	3,000円×80回	2,900円×83回	2,860円×84回
6年返済	4,000円×60回	3,400円×71回	3,330円×72回
5年返済	4,000円×60回	4,000円×60回	4,000円×60回
4年返済	5,000円×48回	5,000円×48回	5,000円×48回
3年返済	7,000円×35回	6,700円×36回	6,660円×36回
2年返済	10,000円×24回	10,000円×24回	10,000円×24回
1年返済	20,000円×12回	20,000円×12回	20,000円×12回

* 初回または最終回返済分で端数調整返済となることがあります。

② 私立学校で3年間200,000円ずつ借りた場合（借入総額600,000円）

	月額千円単位	月額百円単位	月額十円単位
7年返済	8,000円×75回	7,200円×84回	7,150円×84回
6年返済	9,000円×67回	8,400円×72回	8,330円×72回
5年返済	10,000円×60回	10,000円×60回	10,000円×60回
4年返済	13,000円×47回	12,500円×48回	12,500円×48回
3年返済	17,000円×36回	16,700円×36回	16,660円×36回
2年返済	25,000円×24回	25,000円×24回	25,000円×24回
1年返済	50,000円×12回	50,000円×12回	50,000円×12回

* 初回または最終回返済分で端数調整返済となることがあります。

★正当な理由がなく返済を滞納したときは、借受人（奨学生）・連帯保証人に文書・電話または訪問による督促を行い、それでも返済のないときは、法の定めに従い厳しい措置を行うことがあります。

お問い合わせは…

豊中市教育委員会事務局 教育総務課 学務係

豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所第一庁舎6階） TEL. 06-6858-2553
（土日曜・休日・12月29日～1月3日を除く、9時～17時15分）